公 示 公 告

令和3年2月5日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所 支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司

- 1 件名 裁判所職員の採用確保に向けた大学1,2年生向け広報活動業務
- 2 調達内容,納入期限及び納入場所 別添のとおり(調達資料1のとおり)
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所等 別添のとおり (調達資料1のとおり)

見積り合せ要領

件 名:裁判所職員の採用確保に向けた大学1,2年生向け 広報活動業務

> 最高裁判所 支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司

1 一般事項

本見積り合せ要領(添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。)は、最高裁判所(以下「裁判所」という。)が令和3年2月5日に公示公告した「裁判所職員の採用確保に向けた大学1,2年生向け広報活動業務」に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて(本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。)について、第三者(他の提出者を含む。)に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的(広告、宣伝、販売促進、広報を含む。)に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達 条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積合せに参加する者に必要な資格等

最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていないこと。

- 3 見積り合せに付する事項
 - (1) 件 名 裁判所職員の採用確保に向けた大学1,2年生向け広報活動業務
 - (2) 内容,納入期限及び納入場所別添「仕様書」のとおり
 - (3) 見積書提出期限及び場所
 - ア 見積書提出期限

令和3年2月26日(金)正午まで(郵送,電子メール又はファクシミリによる提出可)

イ 見積書提出場所

T 102-8651

東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係

電子メール sc. keiri. ekichou@courts. jp

ファクシミリ 03-3234-0923

- ※電子メール又はファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。
- %ファクシミリによる場合は、事前に電話連絡(ダイヤルイン: 0.3-3.2.6.4-5.8.6.4)をお願いします。
- 4 参加者は、上記3(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお,見積金額は,本件業務に要する一切の諸経費を含めた金額とし,消費税課税業者 については,消費税及び地方消費税の金額(10%)を必ず記載してください。

ただし,消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には,消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

- 5 見積書の提出期限(3(3)ア)を徒過した場合は、無効とします。
- 6 契約の相手方について
 - (1) 受注者は、見積書記載金額(消費税及び地方消費税金額を含む。)が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者とします。

- (2) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者とします。
- (3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

7 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。 なお、照会は書面又は電子メールによることとします。

- (1) 受付窓口 3(3)イと同じ
- (2) 受付時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで (裁判所の休日を除く。)

(3) 照会締切 令和3年2月16日(火)正午まで

8 その他

見積書の作成及び提出等にかかる費用は、提出者の負担とします。

仕様書

1 件名

裁判所職員の採用確保に向けた大学1,2年生向け広報活動業務

2 目的

- (1) 近年,公務員を目指す受験者が全体として減少傾向にある中で,裁判所においても受験者が減少傾向となっており,優秀な職員を採用するため,多数の優秀な受験者を確保していくことが喫緊の課題とされている。
- (2) 近年の優秀層の学生は、売り手市場の中にあって、大学1、2年生のうちからキャリア検討を開始するなど、自己のキャリア形成への意識が高く、就職観を早期に確立する傾向にあり、優秀な裁判所職員の採用につなげるためには、特に大学1、2年生に対して裁判所職員の業務内容等の周知を図ることが不可欠であるといえる。
- (3) この点裁判所は、インターンシップの実施や就職支援会社主催の合同企画展への出展等を通じて学生への周知を図っているが、いずれも大学3年生が中心の企画であり、大学1、2年生との接点はほとんどない。また、これらの企画に参加した学生からは、裁判所を就職先として認知したものの、これから裁判所の採用試験の準備をするのは大変であるとの声も聞かれている。
- (4) 以上を踏まえ、特に大学1,2年生など若年層の学生に対する裁判所のPR活動を強化し、ひいては裁判所職員採用試験の受験者を確保するため、6記載の業務支援を委託するものである。
- 3 訴求対象

自己のキャリア形成への意識の高い大学1,2年生

4 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

5 実施体制等

委託内容を実施するに当たっては、適時適切な実施及び対応が可能な体制をとり、最高 裁判所(以下「発注者」という。)と緊密な連携をとりつつ、発注者が指定する監督職員 (以下「監督職員」という。) の指示に従って実施すること。

イベント等の企画立案から実施に至る一連の業務に当たっては,適切な進行管理を行い, 期限を厳守し,確実に業務を執行すること。やむを得ない事情により,計画を変更する場合 は,必ず監督職員と協議して承諾を得ること。

6 業務内容

受注者は、本業務の趣旨を理解した上で、次の(1)及び(2)の業務について全国の裁判所における受験者数の拡大や魅力伝達につながる最も効果的なイベント等を企画・実施すること。 また、各業務を実施するに当たっては、発注者の承諾を得ること。

なお、受注者は、次の(1)及び(2)のイベント等の企画・実施等についての実施計画書及びスケジュールを作成し、契約締結後7日以内(土日祝日を除く。)に発注者に提出すること。おって、やむを得ない事情により、次の(1)及び(2)のイベント等の企画・実施等の時期を変更する場合は、必ず発注者と協議して承認を得ること。

(1) 企業情報サイト(大学1,2年生を主な対象とするもの)への掲載による情報発信ア 業務内容

学生の利用者数に配意して効果の見込める大学1,2年生を主な対象とする企業情報サイトのうち適切なものを選択し、裁判所で実施するワークショップ等の情報を発信し、 集客するために必要なシステムの構築、同システムの維持・管理を行うこと。

イ 掲載期間

契約締結後から令和3年3月31日まで

- ウ エントリー総数目標
 - 10,000以上とする(大学1,2年生)。
- (2) (1)のサイトに登録した大学1,2年生を主な対象とした交流会形式のイベントの実施 採用市場における他官公庁の動向や学生の活動状況等を踏まえながら,大学1,2年 生向けの交流会形式のイベントのうち適切なものを選択し,当該イベントにおける裁判 所の参加枠を確保し,効果的な情報発信の機会を提供すること。また,選択するイベン トは,次のアからエまでの要件を充足するものであること。

ア 開催時期(1日開催)

契約締結後から令和3年3月までの間

イ 場所

東京都23区またはその近郊

ウ 実施回数

1回以上

工 集客目標数

延べ集客目標人数は300人以上とする。

オ イベントの周知

より多くの学生が交流会形式のイベントを認識し、参加するよう、学生に対し、効果的な媒体(就職情報サイト、SNS、映像配信等)を通じて広報が行われること。

7 監督及び検査

- (1) 本業務の適正な履行を確保するため、監督職員が受注者に対して必要な指示をすることができる。
- (2) 発注者が指定する検査職員(以下「検査職員」という。)は、6(1)の情報の掲載にか かる業務について、それぞれ情報の掲載前に内容を確認し、当該確認済みの内容により 配信されていることを確認する。
- (3) 受注者は、監督職員及び検査職員の職務遂行につき相当の範囲内で協力するものとする。
- (4) 監督及び検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

8 その他

- (1) 情報の機密保持
 - ア 本調達に係る業務の実施のために発注者から提供する情報及び当該業務の実施において知り得た情報について、以下の事項を遵守すること。ただし、既に公知である情報についてはこの限りではない。
 - (ア) 本調達に係る業務にのみ使用し、他の目的には使用しないこと。

- (イ) 本調達に係る業務を行う者以外には機密とすること。
- イ 受注者の責任に起因する情報の漏えい等により、損害が発生した場合は、それに伴う 弁済等の措置は全て受注者が負担すること。
- ウ この項目について、受注者は、4の委託期間の終了後においても同様とする。

(2) 受注者の責務

本業務を実施するに当たっては、別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り 得た情報の開示、漏えい、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必 要な措置を講ずること。

関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等(他の受信者の個人情報以外の情報を含む。)の流出防止に万全を期すこと。

また、本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成25年法律第65号)の趣旨を踏まえた「裁判所における障害を理由とする差別の 解消の推進に関する対応要領」(平成28年3月23日最高裁判所裁判官会議議決)5に 規定する合理的配慮について留意すること。

(3) 疑義等

本仕様書の内容又は解釈について疑義が生じた場合には、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

(別紙)

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

1 受注者は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。 以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の 権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせては ならない。

この契約が終了し,又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的 以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければ ならない。

(適正な管理)

4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の制限等)

5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない。 また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなけ ればならない。

(収集の制限)

6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り 得た個人情報を当該契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り 得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

9 監督職員は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜 確認することとする。また、監督職員は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取扱い 状況について報告を求めることができる。

(廃棄等)

10 受注者は、この契約に基づく業務に関して発注者から提供される個人情報について、保 有する必要がなくなったときは、監督職員の指示に従い、確実かつ速やかに発注者への返却、 廃棄又は消去をしなければならない。

(事故発生時における報告)

11 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれ

がある場合は,直ちに発注者へ報告し,発注者と受注者とで協議して対応を決定するものと する。この契約が終了し,又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに 必要な措置を求めることができる。